

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	都市下水路への物件設置の許可	
根拠法令・条項	下水道法第29条第1項	
所 管 課	下水道管路部 下水道事業調整課	
審 査 基 準	<p>1. 審査基準</p> <p>(1) 申請に係る事項が公益上相当の理由がある等必要やむを得ないものであるか否か。</p> <p>(2) 申請に係る事項が既存の都市下水路施設の機能や構造に支障を及ぼすことのない工作物または方法等であるか否か。</p> <p>(3) 申請に係る事項に起因して必要な関係官庁等の許可が得られるか否か。</p> <p>2. 許可条件</p> <p>(1) 工事等の着手・施工については担当部局の指示に従うこと。</p> <p>(2) 施行令第20条で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>(3) 排出水を排出するときは、公共用水域への放流水につき定められた水質基準に適合すること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>※庁内で処理できる場合は40日</p> <p>※他の行政機関と協議を要する場合は、その期間が上乗せとなる。</p>
	標準処理期間を設定できない理由	